

被告 遠藤千尋

F A C T 別	請求原因 (X の主張)				抗弁 (Y の主張)			X の反論	
	記号	摘示事項に該当する記事内容	記号	摘示事項	Y : 摘示事項が事実の摘示が意見ないし論評かの別	Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)	証拠	X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることの推認を妨げる事情)	証拠
(F A C T ・ 2)	ア	「村田養豚場 (村田畜産/ 村田商店) は、50匹以上の犬を放し飼いにし、通行人を恫喝するなどして、長年にわたり公道を占拠し続けてきました。2015年末には、村田養豚場が放し飼いにしている犬が10匹単位で、隣接する観光地である木津川市浄瑠璃寺に入り込む事態となっています。」 (11頁本文1行目～12頁1行目)	i	村田養豚場は、50匹以上の犬を不法に放し飼いにしており、その犬は養豚場の敷地を越えた広範囲を徘徊し、その犬は浄瑠璃寺にまで入り込み、糞尿被害等を起こしている。	Y : 摘示事項が事実の摘示が意見ないし論評かの別	Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)	証拠	X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることの推認を妨げる事情)	証拠
	イ	「奈良県家畜保健衛生所はこれを今なお容認しており、公道の占拠にも率先してお墨付きを与えています。奈良県家畜保健衛生所は自ら、村田養豚場の不法行為に加担しています。」 (12頁2行目～5行目)							
	ウ	「下図は犬の徘徊状況です。」 (12頁本文6行目及び図)							
	エ	「ざっと数えただけでも50匹以上、山林に隠れている犬を含めればおそらくもっと多くの犬が、村田養豚場の周辺を徘徊していました。下写真は2016年1月に村田養豚場の間を抜ける公道で撮影したものです。」 (13頁1行目～4行目及び写真部分)							
	オ	「放し飼いにしている犬は、浄瑠璃寺でも頻繁に目撃されています。」 (13頁6行目及び写真)							
	カ	「2015年の末頃からは、村田養豚場が放し飼いにしている犬が、10匹単位で早朝の浄瑠璃寺に現われるようになり、姿が見えない時も境内に多数の糞を残していくため、浄瑠璃寺が非常に困る事態となっていました。下写真は2016年4月5日に執り行われた浄瑠璃寺の前任職葬儀の最中に現れた犬です。」 (14頁1行目～5行目及び写真)							
	キ	「奈良県家畜保健衛生所はこれを今なお容認しており、公道の占拠にも率先してお墨付きを与えています。奈良県家畜保健衛生所は自ら、村田養豚場の不法行為に加担しています。」 (12頁2行目～5行目)	ii	村田養豚場は、「衛生管理区域」を理由として、村田養豚場の敷地を越る里道及び敷地周辺の公道について、通行人に対して、恫喝、罵詈雑言を浴びせるなどしてその通行を妨害し、公道を違法に占拠している。奈良県家畜保健衛生所も村田養豚場の言いなりであり、適切な指導をしない。					
	ク	「村田養豚場は、2012年ごろから、通行人を含め、あらゆるじやまものを衛生管理区域を理由に遠ざけてきました。」 (17頁12行目～13行目)							
	ケ	「ところが村田養豚場は、この道は私道であるから通ってはならないと、しばしば通行人を脅しています。」 (23頁5行目～6行目)							
	コ	「下記は2015年10月ごろに、村田養豚場の間を抜ける里道を通行しようとした方の証言 (一部抜粋) です。…しかしよく平気で嘘がつけものだと感じています。」 (23頁8行目～24頁)							
カ	「奈良県家畜保健衛生所の職員は、村田養豚場を指導した際、木津川市に対し「私道だから通れないと言え」と要求され、それをそのまま木津川市に伝えたのです。」 (25頁6行目～7行目)								
サ	「しかも奈良県家畜保健衛生所は、木津川市に違法性が高い指導方針を回答するだけでなく、実際に職員が村田養豚場による通行妨害に協力しています。下記は2015年10月村田養豚場の北側で草刈りをした方の証言です。この証言からも、奈良県家畜保健衛生所が村田養豚場に言われるまま、公道の通行妨害に加担してきた」 (26頁3行目～7行目)								

	シ 「以前から東鳴川の人に、村田養豚場は電話魔だと聞いていました。…普通の人は通行を断念してしまうに違いありません。」(26頁8行目～27頁							
--	---	--	--	--	--	--	--	--